

災害時における石油類燃料の  
供給に関する協定書

山 陽 小 野 田 市  
富 士 商 株 式 会 社

## 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と富士商株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害対策活動に係る燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に燃料の調達が必要となったときは、燃料供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、燃料の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（燃料の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他乙の取扱商品

（燃料の引渡し等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に燃料を運搬し、又は乙の指定する給油所（小野田稲荷町給油所）にて燃料を引き渡すものとする。その際に、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかに燃料等供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された燃料の費用および物資の運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前項の経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上、定

めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は、請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 2月 7日

(甲) 山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市稲荷町10番23号  
富士商株式会社  
代表取締役社長 藤田 敏彦

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

富士商株式会社  
代表取締役社長

様

山陽小野田市長

燃 料 供 給 要 請 書

災害時における石油類燃料の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

燃料の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 様

富士商株式会社  
代表取締役社長

### 燃 料 供 給 完 了 報 告 書

災害時における石油類燃料の供給に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

燃料の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

（富士商株式会社 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	